

専門部会運営規程

第1条 本規程は、熊野第一小学校PTA会則第10条の規定に基づき、必要な事項を定める。

第2条 本会の活動は、主として専門部会が分担してこれに当るものとする。

2 専門部会の各部長及び副部長は、学年委員から互選により選出するものとする。

3 運営委員会は、専門部会の連絡調整を図ることとする。

4 会長は、全体の活動を統括することを原則とする。

第3条 専門部会は、それぞれの分担範囲において自由に活動するが、常に部員と連絡協力し、運営委員会に活動状況を報告し、かつ、部会毎に記録簿を備えて、その活動状況を記録するものとする。

第4条 常置の専門部会の部員は、学年委員が分担してこれに当る。

第5条 各専門部会は、正・副部長と部員の合議によって運営する。

第6条 常置の専門部会の活動目標は、次の通りとする。

2 生活指導部会

交通安全指導、プール監視等の実施に当る。

3 広報部会

本会並びに関係諸団体に関する報道と会員相互の意見交換を図り、「そよかぜ」、「ともしび」、「学び舎」の編集刊行に努める。

4 環境整備部会

校内整備等、会員及び児童の保健と福祉厚生を図る。

5 教養部会

会員の一般教養と教育的識見の向上を図るため、講習・講演・見学その他の適当な行事計画と実施に努める。

6 PTC部会

PTC活動は、会員と児童の親睦を図るために行うもので、PTC活動の日程や場所等の総合調整、PTC活動の記録に努める。

第7条 各専門部会は、必要に応じ会長の承認を得て、部長が招集する。

第8条 必要の生じた時は、臨時に専門部会を設置することができる。

第9条 この規程は、運営委員会の議決を得なければ改正することはできない。

附 則

この規程は、運営委員会の議決をもって施行し、令和2年度の事業から適用する。

熊野第一小学校PTA学年委員選出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊野第一小学校PTA会則第5条第6項の規定に基づき、学年委員の選出の方法に関し必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 学年委員を選出するため選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、運営委員会のうち、常任委員以外の者をもって組織する。

3 選考委員会は、会長が招集する。

(定数)

第3条 学年委員の定数は、当該年度の各学年の児童数及び各専門部会の活動内容を勘案し、会則で定める人数を超えない範囲で会長が定める。

(学年委員の選出)

第4条 学年委員は、選挙により選出する。

2 選挙は、立候補及び保護者からの推薦とする。

3 選出方法は、立候補を優先する。

4 立候補者が定数を超えた場合は、投票用紙の推薦欄に記名された得票数が多い者を優先して選出する。

5 立候補者が定数に達しない場合には、推薦された保護者の中から得票数の高い順に定数に達するまで選出する。

6 複数児童が在籍しており、長子で学年委員に就いていない場合は、次子で立候補をしても長子を学年委員として優先する。

7 複数児童が在籍しており、同一の者が、同時に二つ以上の学年委員に選出された場合は、原則として長子を優先して選出する。

8 学年委員長は、各学年毎に学年委員の中から互選により選出する。

9 保護者に特別な事情がある場合は、運営委員会の承認を得て、例外的に学年委員を免除することができるものとする。

(選出の方法)

第5条 選考委員会は、毎年新年度までに投票用紙を作成し、保護者に配布しなければならない。

2 保護者は、投票用紙に必要事項を記入し、選考委員会の定める日までに所定の方法で投票しなければならない。ただし、新一年生については、この限りでない。

3 会長は、前項の投票用紙を集計し、学年委員を選出するため選考委員会を招集し、開票を行わなければならない。

4 開票作業は、内外から疑惑を持たれないよう公正・公平に行わなければならない。

(その他)

第6条 学年委員の選出については、この規程に定めるもののほか、選考委員会において決定する。

附 則

この規程は、運営委員会の議決をもって施行し、令和2年度の事業から適用する。

表彰規程

第1条 会員または会員以外の者で、本会に功労のあった者で運営委員会においてこれを認めた者に対し、運営委員会の決定による記念品と表彰状感謝状を贈り表彰することができる。

第2条 児童で、会員が等しく認める篤行のあった場合、運営委員会の承認を経て記念品と表彰状を贈り、これを表彰することができる。

第3条 この規程は、運営委員会の承認を経なければ改正することはできない。

附 則

この規程は、運営委員会の議決をもって施行し、令和2年度の事業から適用する。

改定 令和6年10月1日

謝恩規程

第1条 本校職員転・退職の場合は、2,000円程度の記念品を贈る。

第2条 前1条の外異例のものについては、運営委員会で決定する。

第3条 この規程は、運営委員会の承認を経なければ改正することはできない。

附 則

この規程は、運営委員会の議決をもって施行し、令和2年度の事業から適用する。

改定 令和6年10月1日

慶弔規程

第1条 弔事

- 1 児童の保護者死亡の際は、香典（5,000円）を贈る。
- 2 児童死亡の際は、香典（10,000円）を贈る。
- 3 本校職員死亡の際は、香典（10,000円）を贈る。但し、次の運営委員会で承認を求める。

第2条 前条の規定によって贈った何れの場合を問わず、返しは受けない。

- 2 前規定を運用する場合、特別の事情のある場合は、別に考慮することができるが、必ず次の運営委員会で承認を求める。
- 3 町内有志（町三役・地教委など）の変更の場合は、6校協議の上其の意を表す。

第3条 この規程は、運営委員会の承認を経なければ改正することはできない。

附 則

この規程は、運営委員会の議決をもって施行し、令和2年度の事業から適用する。

改定 令和6年10月1日